経営継続支援給付金

日吉津村では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、経営の安定に支障を来たしている中小企業者等の経営の継続を支援します。

1 支援対象者

区分	売上高に関する要件
・村内に本社を有し、法人登記のある事業者	対象期間内に、前年同期に比べ 15%以上
	50%未満の範囲で売上高が減少している月
・村内に住所又は事業所を有する個人事業主	(対象月)を有していること。
	※対象月が複数ある場合は、任意で選択可能

- 注1 「対象期間」とは、令和2年1月から本給付金の交付を申請する日の属する月の前月までの期間をいいます。(例:申請日が6月15日の場合、対象期間は、令和2年1月から令和2年5月までとなります。
- 注2 対象期間内に、前年に同期に比べ 50%以上売上高が減少している月がある場合は、本給付金の対象とはなりません。(国の「持続化給付金」の活用をご検討ください。

ク 交付額

200,000 円と対象月における売上高の減少額を比較して、いずれか低い方の額 ※交付は、1回限りとします。

3 申請期限

令和3年1月15日(金)

4 申請方法

下記の書類を、郵送等により下記まで提出してください。

- ① 経営継続支援給付金交付申請書
- ② 添付書類(詳細については、交付申請書に記載しています。
- ③ 口座振込依頼書

5 申請及び問合せ先

〒689-3553

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872-15

日吉津村建設産業課

TFI 0859-27-5953(直通) FAX 0859-27-0903

給付金に関するURL: http://hiezu.jp/